

地区計画の区域内における緑化率に関する手続き

杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 58 年 10 月 1 日条例第 22 号）第 11 条の規定により緑化率の制限が適用される建築物の新築又は増築を行う際には、建築確認申請の前に緑化施設の適合に関する証明等の手続が必要となります。（※）

緑化施設適合証明通知書の交付申請等の窓口は、市街地整備課地区計画係（以下「地区計画係」という）となります。以下をご確認のうえ、申請書類を作成してください。

1 緑化率の事前相談は、以下の書類をそろえて、窓口にお越しください。

- ・緑化率適合証明書交付申請書（第 1 号様式）
様式は、ホームページからダウンロードしてください。
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・平面図（緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積）
- ・立面図・断面図（壁面緑化・屋上緑化を行った場合）
- ・緑化施設の面積の算出根拠を示す書面（求積図及び面積算出表）

杉並区の運用基準はありませんので、国土交通省の「緑化地域制度導入の手引き」を参考にして、緑化施設の面積を算定してください。算定方法について手引きに記載がない内容については、地区計画係まで、ご相談ください。

2 事前相談が終わりましたら、申請書に添付書類を添えて、正副各 1 部を提出してください。

3 適合証明書の交付準備が整いましたら、区からご連絡いたします。
手数料 300 円（お釣りのないようご注意ください。）をお持ちのうえ、地区計画係窓口へお越しください。

4 緑化施設工事完了届を提出する前に、緑化施設の内容を変更しようとする場合、緑化施設変更届（第 7 号様式）に交付した緑化率適合証明書等を添えて、提出してください。緑化施設変更届出には、1 の書類のほか、参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。

5 緑化施設の工事が完了した日から 4 日以内に緑化施設完了届（第 3 号様式）を提出してください。緑化施設完了届には、すべての緑化施設の写真とその撮影位置が記載されている撮影位置図を添付してください。

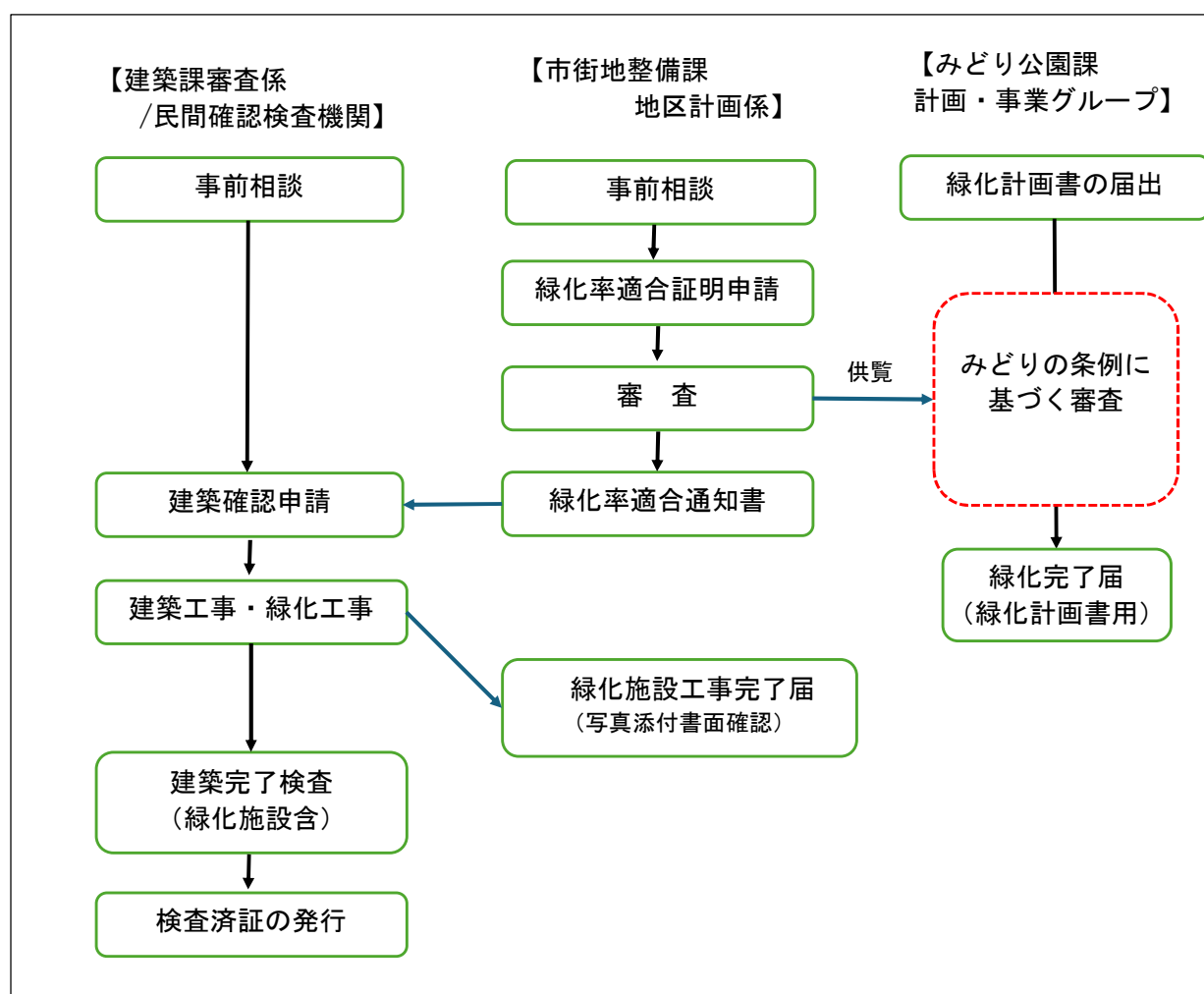
- 6 建築物の設計者等は、緑化施設工事完了届が提出され、かつ、緑化施設に係る建築物に係る検査済証が交付されるまで、緑化施設を適正に管理してください。

＜緑化率の制限の対象とならない場合＞

- ・ 緑化率の最低限度を定める規定の施行の際、既に着手していた新築及び増築
- ・ 増築後の建築物の床面積の合計が、緑化率の最低限度を定める規定の施行の日における当該建築物の床面積の合計の 1.2 倍を超えない範囲内の増築
- ・ 緑化率の最低限度を定める規定の施行日

阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画：令和 2 年 3 月 5 日

杉並区の地区計画区域内の緑化率の手続きフロー



※ 証明書等が不要な場合は、別途ご相談ください。

問い合わせ先 杉並区 都市整備部 市街地整備課 地区計画係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 区役所西棟3階 電話03-3312-2111(内)3372・3373